

新型コロナウイルス関連情報(融資、給付金、助成金等)

株式会社プラスワン
千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL03-3255-2305 FAX03-3255-2306

令和2年4月21日現在

項目	名称	対象	概要	条件	提出書類	窓口	備考	
融資	公庫融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小企業者 小規模事業者 等	融資限度：国民事業6,000万円 中小事業3億円（各制度無担保・別枠） 返済期間：設備20年、運転資金15年 据置期間：5年以内 ※当初3年間は、残高3,000万円までは特別利子補給制度を使う事により実質無利息（中小企業者売上▲20%以上、小規模事業者は▲15%以上が条件）	①最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期より5%以上減少している方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方（1）過去3ヶ月（最近1ヶ月を含みます）の平均売上高 （2）令和元年12月売上高 （3）令和元年10月～12月の平均売上高	・決算書（2期分） ・売上減少申告書	政策金融公庫 各支店 事業資金相談 ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/	
	商工中金融資	危機対応融資	中小企業組合およびその組合員	融資限度：3億円（別枠、元高20億円） 返済期間：設備20年、運転資金15年 据置期間：5年以内 ※当初3年間は、残高1億円までは特別利子補給制度を使う事により実質無利息（中小企業者売上▲20%以上、小規模事業者は▲15%以上が条件）	①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や業種の転換など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	・決算書（3期分） ・直近の売上が把握できる資料（試算表等） ・法人登記簿謄本	商工中金 各支店 特別相談窓口 0120-542-711 https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html ・実質無利子は補正予算成立が前提	
	東京都制度融資 (信用保証協会)	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 (略称：感染症対応)	都内の中小企業	融資限度：2.8億円（無担保8千万円） 返済期間：運転10年、設備15年 据置期間：運転2年、設備3年以内 保証料：都が全額補助 ※当初3年間は、残高3,000万円まではセーフティーネット保証4.5号を利用して実質無利息（中小企業者売上▲15%以上、個人事業主は▲5%以上が条件）	①新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。 ②「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。	・印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの） ・法人の場合は商業登記簿謄本 ・確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分） ・納税証明書（法人税又は事業税（個人は所得税））	東京都産業労働局 金融部金融課 電話：03-5320-4877 相談時間：平日9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く。）	・実質無利子は補正予算成立が前提 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/
		経営支援融資 危機対応型 (略称：危機対応)		融資限度：2.8億円（無担保8千万円） 返済期間：運転、設備10年 据置期間：2年以内 保証料：都が全額補助 ※当初3年間は、残高3,000万円までは危機関連保証を利用して実質無利息（中小企業者売上▲15%以上、個人事業主は▲5%以上が条件）	危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けた方 ※売上が前年同月比▲15%以上する減少する場合に利用可。	上記に加え 区市町村長の認定書 ※上記「感染症対応」融資でセーフティーネット保証を利用する場合にも必要です。		
	自治体融資	東京23区新型コロナウイルス感染症対策資金融資	中小企業者	別紙「東京23区新型コロナウイルス感染症対策資金融資」一覧参照	別紙「東京23区新型コロナウイルス感染症対策資金融資」一覧参照	一覧表参照	一覧表参照	
	個人向け 緊急小口資金等の 特例	福祉資金 緊急小口資金 (特例貸付)	個人（世帯）	貸付額：20万円（一括交付） 返済期間：2年以内（据置期間1年以内） 利子：無利子 連帯保証人：不要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付が必要な世帯	・本人確認書類 (免許証等) ・住民票 (世帯全員記載) ・預金通帳、印鑑 (減収が確認できる、税金等支払いが確認できる)	居住地の社会福祉協議会	厚生労働省＜個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター＞ 0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）
総合支援資金 生活支援費 (特例貸付)		貸付額：2人以上世帯 月額20万円 単身世帯 月額15万円以内 貸付期間：3カ月以内 利子：無利子 返済期間：10年以内（据置期間1年以内）連帯保証人：不要		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活維持が困難になっている世帯	https://www.tcs.wv.or.jp/activity/2020-0413-1036-17.html			

新型コロナウイルス関連情報(融資、給付金、助成金等)

項目	名称	対象	概要	条件	提出書類	窓口	備考
給付金	※4/20追記 特別定額給付金	個人(世帯)	給付対象者及び受給権者 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者。受給権者は世帯主。 給付額 給付対象者1人につき10万円	給付金の申請及び給付の方法 (1) 郵送申請方式 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送 (2) オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能) マイナンバーカードから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)		【コールセンター】 ○連絡先03-5638-5855 ○応対時間 9:00~18:30(土、日、祝日を除く)	受付及び給付開始日 市区町村において決定(緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すものとする) 「(1) 郵送申請方式」「(2) オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能。申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内
	※4/21追記 住居確保給付金	個人(世帯)	対象者に一定期間家賃相当額を支給 支給対象 ・離職・廃業後2年以内の者 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者	支給期間: 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能、最長9か月まで) 支給額: 東京都特別区の目安 単身世帯: 53,700円、2人世帯: 64,000円、3人世帯: 69,800円 収入要件: 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと(東京都特別区の目安) 単身世帯: 13.8万円、2人世帯: 19.4万円、3人世帯: 24.1万円 資産要件: 世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)(東京都特別区の目安) 単身世帯: 50.4万円、2人世帯: 78万円、3人世帯: 100万円 求職活動等要件: 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと等		本人確認資料持参し お住まいの市町村の 自立相談支援機関に 相談 (社会福祉協議会等)	全国連絡先一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf
	4月最終週を目途に確定・公表 ※持続化給付金	資本金10億円以上の大企業を除き、中堅、中小、小規模、フリーランス含む個人事業者、会社以外の法人も幅広く	法人は200万円、個人事業者は100万円(ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限) ※法人は、医療法人、農業法人、社会福祉法人なども対象	○前年同月比で50%以上減少している者 ■売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	①2019年の確定申告書類の控え②減収月の事業収入額を示した帳簿類	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183	Web上での申請が基本 ①通帳の写し②法人番号、個人の場合本人確認書類を確認します。 ※補正予算成立が前提
補助金	ものづくり・商業・サービス補助	中小企業・小規模事業者等	新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等を支援	補助上限: 1,000万円 補助率: 特別枠は一律2/3(通常 中小1/2、小規模2/3)	応募方法等の詳細は、右記のサイトよりご確認下さい。	ものづくり補助金事務局 http://portal.monodukuri-hojo.jp	補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること A: サプライチェーンの毀損への対応 B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 C: テレワーク環境の整備 ※補正予算成立が前提
	持続化補助	小規模事業者等	小規模事業者等の販路開拓等のための取組を支援	補助上限: 特別枠は100万円(通常は50万円) 補助率: 2/3	応募方法等の詳細は、右記にご確認下さい。	全国商工会連合会または日本商工会議所	
	IT導入補助	中小企業・小規模事業者等	(活用例) 在宅勤務制度を導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する ※特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象	補助額: 30~450万円 補助率: 特別枠は2/3(通常は1/2)	応募方法等の詳細は、右記のサイトよりご確認下さい。	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 https://www.it-hojo.jp/2020emergency	

新型コロナウイルス関連情報(融資、給付金、助成金等)

項目	名称	対象	概要	条件	提出書類	窓口	備考	
助成金	雇用調整助成金 (4月1日～6月30日まで 緊急対応期間)	新型コロナウイルス 感染症の影響を受け る事業者(全業種)	従業員の解雇、雇い止めを防止する 為の制度。従業員を休ませた場合、 過去3ヶ月の平均賃金の6割を会社が 負担するが、その休業手当に対する 助成金	新型コロナの特例期間として4/1～6/30まで助成率 (中小企業4/5、大企業2/3)解雇を行わない場合 (中小企業9/10、大企業3/4)を助成。 ※申請から2ヶ月かかっていたものを1ヶ月へ手続き 簡素化。 ※不正受給した場合は、会社名などが公表される。	支給要件や手続等の 詳細は、右記のコー ルセンターかサイト よりご確認ください。	学校等休業 助成金・支援金 雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999 受付時間(無休) 9時～21時	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html	
	小学校休業等対応 助成金	小学校等の臨時休業に 伴う保護者の休暇取得 支援	子どもの世話をを行う ことが必要となった 労働者に対し、有給 休暇を取得させた事 業主	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とす る。 ※大企業、中小企業ともに同様	・令和2年2月27日～6月30日までの間に取得した休暇 等について支援 ・労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃 金全額支給)の休暇を取得させたこと		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html	
	働き方改革推進支 援助成金(テレ ワークコース)	新型コロナウイルス感 染症対策のためのテレ ワークコースの助成	新型コロナウイルス 感染症対策としてテ レワークを新規で導 入する中小企業事業 主	テレワーク用通信機器(※)の導 入・運用、就業規則・労使協定等の 作成・変更等 ※ パソコン、タブ レット、スマートフォンの購入費用 は対象外	補助率: 1/2 1企業当りの上限額: 100万円 実施期間: 令和2年2/17～5/31	支給要件や手続等の 詳細は、右記のテレ ワーク相談センター かサイトよりご確認 下さい。	テレワーク 相談センター 0120-91-6479 平日9時～17時	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukin/jukan/syokubaisikitelework.html
	事業継続緊急対策 (テレワーク)助成金	・常時雇用する労働 者が2名以上999名以 下で、都内に本社ま たは事業所を置く中 堅・中小企業等 ・都が実施する 「2020TDM推進プロ ジェクト」に参加し ていること	・機器等の購入費(例: パソコン、 タブレット、VPNルーター) ・機器の設置・設定費(例: VPN ルーター等機器の設置・設定作業 費) ・保守委託等の業務委託料(例: 機 器の保守費用)等の経費を助成	助成率: 10/10 上限額: 250万円 支給決定日以後、令和2年6月30日までに完了する取 組が対象	支給要件や手続等の 詳細は、右記の相談 窓口かサイトよりご 確認下さい。	(公財)東京しごと 財団 雇用環境整備 課 職場環境整備担 当係 電話番号: 03-5211- 2397(平日9時～17 時) ※平日12時～13 時、土日・祝日、年 末年始を除く	https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html	

新型コロナウイルス関連情報(融資、給付金、助成金等)

	項目	名称	対象	概要	条件	提出書類	窓口	備考
税金	国税	※納税猶予の特例	収入が令和2年2月以降前年同期比20%以上減の法人・個人	国税の納付を1年間、猶予することができます。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。	・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。 ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。	国会で法案成立後、右記窓口にてご確認ください	税務署	https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html
		※欠損金の繰戻しによる還付の特例	資本金10億以下の企業	現在、中小企業（資本金1億円以下の法人）に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）も適用できることとする。	令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用		税務署	
		※テレワーク投資促進（中小企業経営強化税制を拡充）	中小企業、個人事業主	デジタル化設備投資に対して、即時償却または7%税額控除。 ※資本金3千万円以下法人・個人事業主は10%税額控除	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）		税務署	・ 税額控除の上限額は、「この制度」、「中小企業投資促進税制」及び「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。・ 国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要
		※中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用	イベントのチケット購入者	文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。	不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。 ※本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。	【観客等】 確定申告の際、特例対象イベント証明書（仮）のコピー、払戻請求権放棄証明書（仮）を申告書に添付。	文化庁 03-5253-4111 （内線4764） スポーツ庁 03-5253-4111 （内線2686・2688）	〔寄附金控除の適用までの流れ〕 ①【主催者】 文化庁等に申請。②【文化庁等】 主催者に特例対象イベント証明書（仮）等を交付。当該イベント名等を公表。③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、特例対象イベント証明書（仮）のコピー、払戻請求権放棄証明書（仮）を交付。
		税務申告・納付期限の延長	個人の所得税 消費税、贈与税	昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることになりました。		不要	税務署	令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能
	地方税	※徴収の猶予制度の特例	収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した法人・個人	無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。（証紙徴収は除く）	国会で法案成立後、右記窓口にてご確認ください	地方自治体税務課	https://www.soumu.go.jp/menu/kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
		※中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	中小企業、個人事業主	厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の150%以上減少している者はゼロ		地方自治体税務課	令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
		※生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	中小企業、個人事業主	新たな設備投資後3年間、固定資産税ゼロ～1/2。機械装置危惧備品等償却資産に加えて、事業用家屋と構築物を対象追加。令和4年度までの2年間に限り延長。※軽減率は自治体条例で定める	・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。 ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。		地方自治体税務課	事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
		※自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	個人・法人	1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）		地方自治体税務課	

新型コロナウイルス関連情報(融資、給付金、助成金等)

	項目	名称	対象	概要	条件	提出書類	窓口	備考
社会保険	厚生年金	厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険等の適用事業所の事業主	換価または納付の猶予が認められると ・猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。 ・財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。 ・猶予期間中の延滞金が一部免除されます。	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するとき、速やかに※管轄の年金事務所へ申請すること※換価は納付期限から6カ月以内※当面は迅速かつ柔軟に対応、申請や審査についても簡素化しています	申請要件や手続方法については管轄年金事務所または右記サイトよりご確認ください	年金事務所	換価猶予 https://www.nenkin.go.jp/service/kouren/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html 納付猶予 https://www.nenkin.go.jp/service/kouren/jigyonushi/sonota/20120330-02.html
	労働保険	災害による労働保険料等納付の猶予	労働者を雇用している事業主	猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内(※)で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。 ※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、通常の場合の納付の猶予を申請することにより、災害による納付猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。	① 事業主が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、全積極財産(負債を除く資産)のおおむね20%以上に損失を受けたこと ② 納付すべき労働保険料等が、①の損失を受けた日以後1年以内に納付するものであること(労働保険料等の納期限が、その損失を受けた日以後に到来するものであること) ③ 申請書が提出されていること	「労働保険料等納付猶予申請書」等を災害がやんだ日(※)から2か月以内に申請する必要があります。 ※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。	管轄の都道府県労働局	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html
	国民年金	国民年金保険料等の免除制度	国民年金第1号被保険者の方(自営業者、無職者、農林水産業従事者等)	申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。	通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の前年所得が審査の対象になりますが、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている場合の免除申請は、失業された方・事業を廃止された方の所得がゼロとして審査されます。	・年金手帳 または 基礎年金番号通知書 ・失業、廃業がわかる書類	住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口	https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html
その他	薬	アビガン		タミフル等の既存のインフルエンザ治療薬が効かない新型のインフルエンザに対して国が投与を検討。	6月までに治験を完了し、7月から投与開始予定。副作用として催奇形性が挙げられており、妊婦、妊娠の可能性のある人には投与できない。	富士フィルム富山化学株式会社 電話：03-5579-5745 受付時間：9：00～17：40(土・日・祝日を除く)		200万人分の備蓄あり http://fftc.fujifilm.co.jp/information/detail/200225.html
	アルコール消毒	酒 アルコール77(原材料：醸造アルコール、香料のみ)	菊水酒造から発売	アルコール度数77度の高濃度スピリッツを4/10から発売。消毒用アルコール分を含んでいるが消毒や除菌を目的に製造されていない。	コロナウイルスの除菌に使用する手指の消毒用アルコールに濃度70%以上を推奨しており、同商品のアルコール度数が消毒用としても有効であることが分かる。	企業名：菊水酒株式会社 TEL：0887-35-3501 FAX：0887-35-3503 Email：kikusui@tosa-kikusui.co.jp		飲料用として作られているので食器や食品に使用しても問題なし。 http://www.tosa-kikusui.co.jp/top.html
	オンライン診療		一般患者	通院せずオンラインで診療可能。パソコン・スマホがあれば利用可(複数アプリ有)。特に定期的に持病の薬の処方を受ける人に便利。通院での感染リスクを避ける。	原則再診のみ。担当医師が可能と判断したら受診出来る。保険診療・自由診療ともに対応可。(※)4/13より初診でのオンライン診療解禁とのこと(厚生労働省)		各医療機関 各アプリ制作会社	現在、対応可能な医療機関に限られる。アプリで診療予約。クレジットカードで決済。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html
	運転免許証		免許保有者	①免許証更新期限過ぎてしまいそうな人(更新期限が～7/31までの人) ②免許証の更新期限が過ぎてしまった人	①更新期限前に免許センターや警察署等に申し出ることでも期限後も3ヶ月間は運転可能 ②免許失効から最長3年以内かつ新型コロナ拡大の終息から1か月以内であれば免許再取得可能(試験免除)		警察署	https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html
	自動車検査証		右記車輛所有者	自動車検査証の有効期間延長。緊急事態措置を実施すべき区域(7都府県)において。	対象地域に使用の本拠の位置を有する車輛の内、車検有効期間が4/8～5/31までの自動車については、6/1まで自動車検査証の有効期間延長(2/28～3/31までのものを4/30を満了とするものを含む)		国土交通省	http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000240.html

※多くの制度は関係法案が国会で成立することが前提となります。
 ※上記一覧表に書ききれていない内容及び詳細は、経済産業省の新型コロナウイルス感染症関連<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>等、問い合わせ窓口のホームページをご確認ください。
 ※上記内容は、常時修正されている為、内容が変更されている場合があります。最新の情報をご確認ください。